

我が国の海洋状況把握の能力強化に向けた取組

平成28年7月26日

総合海洋政策本部決定

1. 背景

(1) 我が国の海洋状況把握の能力強化の必要性

海洋状況把握（MDA：Maritime Domain Awareness）は、平成13年9月11日の米国同時多発テロ事件を契機に米国で検討が開始された取組であり、関係政府機関の連携を強化して、国の防衛、安全、経済、環境に影響を与える可能性のある海洋に関する事象を効果的に把握するものである。欧州では海洋環境保全などを主要な目的に加えて検討が開始され、現在では、米国・欧州ともに、海洋安全保障のみならず、海洋からの様々な人為的または自然の脅威に対応するための情報共有基盤・枠組みとして、その取組が進められている。

近年、我が国においても海洋における様々な脅威が顕在化している。我が国の領海及び排他的経済水域内で外国漁船による違法操業が行われ、近隣諸国による海洋権益を巡る主張や挑発的行為が活発化している。また、地球温暖化・気候変動により激化する気象災害、海域で発生する地震・津波による災害、海洋汚染等の脅威への対応も課題となっている。他方で、海洋は、水産業、海運・造船業、観光業等の振興、海洋エネルギー・鉱物資源の開発及び海洋再生可能エネルギーの利用等によって、我が国に成長と繁栄をもたらすものであり、海洋環境の保全との調和を図りつつ、海洋の開発及び利用を促進することが重要である。

海洋における脅威への対応と海洋の開発及び利用の促進にあたっては、海洋の状況を的確に把握することが不可欠であり、我が国の海洋状況把握の能力強化を図る必要がある。

我が国の海洋状況把握の能力を強化し、この能力を国際社会との連携に活用することは、人類の貴重な財産である海洋を、持続可能な形で、自由で開かれた平和なものとして保ち続けることに貢献するものであり、日米の連携強化や地域におけるより望ましい安全保障環境の形成に資するものである。平成28年4月に発表された「海洋安全保障に関するG7外相声明」において、「海洋分野の大部分の課題に根本的に関係する効果的な海洋状況把握（MDA）に必要となる情報共有と連携を促進することにつき、リーダーシップを発揮することを求める」とされている。また、平成28年5月のG7茨城・つくば科学技術大臣会合でとりまとめられ

た「つくばコミュニケ」において、「地球規模の海洋観測の強化のためのイニシアチブへの取組を支援する」こと等が合意されている。

(2) 海洋状況把握の能力強化に関連する基本的な政策等

海洋状況把握の能力強化は、我が国の海洋政策、宇宙政策及び国家安全保障政策における重要な政策のひとつであり、海洋基本計画、宇宙基本計画及び国家安全保障戦略には、海洋状況把握に関連する取組等として、次のように盛り込まれている。

海洋基本計画（平成25年4月、総合海洋政策本部決定・閣議決定）においては、重点的に推進すべき取組の一つとして「海洋調査の推進、海洋情報の一元化と公開」を掲げ、また、「衛星を利用した海洋監視のあり方などについて検討する」としている。

また、宇宙基本計画（平成27年1月、宇宙開発戦略本部決定。平成28年4月、閣議決定）においても、「MDAへの宇宙技術の活用について、航空機や船舶、地上インフラ等との組み合わせや米国との連携等を含む総合的な観点からの検討を行い、平成28年度末をめどに知見等を取りまとめる」としている。

さらに、国家安全保障戦略（平成25年12月、国家安全保障会議決定・閣議決定）では、海洋安全保障の確保に係る取組として「我が国の海洋監視能力について、国際的ネットワークの構築に留意しつつ、宇宙の活用も含め、海洋監視能力を総合的に強化する」としている。

なお、総合海洋政策本部参与会議は、平成26年5月、平成27年5月及び平成28年3月の参与会議意見書において、我が国が目指すべき海洋状況把握に関する提言を行っている。

(3) 海洋情報の一元化・共有・公開に関するこれまでの政府の取組

関係する府省（内閣官房の関係部局を含む。以下同じ。）及び政府関係機関においては、それぞれの行政・業務目的のために、海洋に関する情報を収集・加工・管理している。各府省等が保有する海洋情報の有効利用の観点から、海洋基本計画に基づき、内閣官房総合海洋政策本部事務局の主導・支援により、海上保安庁において、平成22年3月に海洋情報の保有機関を検索できる「海洋情報クリアリングハウス」が、さらに、平成24年5月には様々な海洋情報を地図上で可視化し、重畳表示することが可能な「海洋台帳」及び「海洋政策支援情報ツール」が整備された。

現在「海洋台帳」や「海洋政策支援情報ツール」で扱われている情報の多くは静的なものに限られていることから、より広域性・リアルタイム性の高い情報を取り入れることで、顕在化する海洋における脅威等に対して、より適切な対応が可能になると考えられる。

安全保障分野においては、従前から防衛省と海上保安庁の間で情報共有の取組を進め、連携可能な態勢が構築されており、また、内閣情報調査室においても情報収集衛星の画像・プロダクトを各関係省庁に適宜提供してきた。今後、他の政府機関等が保有する海洋情報を十分に活用することにより、連携した対処能力がさらに向上する可能性がある。

2. 海洋状況把握の能力強化に向けた今後の取組

1. の背景を踏まえ、我が国の海洋状況把握の能力強化を図るため、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣官房国家安全保障局及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局が司令塔となり、関係府省及び政府関係機関が連携・協力して、以下の取組を行う。

- ① 海洋情報（人工衛星により得られる情報を含む。以下同じ。）の効果的な集約及び的確な共有・提供を行うための体制の整備
- ② 海洋状況把握の基礎となる海洋情報の収集・取得に関する取組の強化及び海洋観測等に関する基盤の強化
- ③ 海洋の観測・調査、海洋情報の共有に関する国際協力の推進

2-1. 海洋情報の効果的な集約・共有・提供を行うための体制整備

海洋情報を効果的に集約し、的確に共有・提供するための体制を整備するために、海洋情報（秘密文書に相当する機密性を要する情報を除く。）の集約・共有・提供のための情報システム（以下、「海洋状況表示システム」という。）を整備・運用する。

「海洋状況表示システム」で集約した情報は関係府省間で共有・利活用するとともに、その機密性に応じて、政府以外の者にも提供または公開する。本システムは海洋安全保障に係る海洋状況把握の能力向上に資するものであり、海洋安全保障に携わる府省は、従前の取組に加え、本システムにより集約・共有される海洋情報を活用することにより、海洋状況把握の能力をさらに向上させる。

(1) 「海洋状況表示システム」の構築の進め方

「海洋状況表示システム」は、これまで、海洋情報の一元的管理及び公開の取組の一つとして、海上保安庁が開発・運用を行ってきた「海洋台帳」及び「海洋政策支援情報ツール」を、システムの基盤として活用する。この基盤に、衛星情報を含め、これまで掲載されていなかった海洋情報を追加し、広域性・リアルタイム性の向上を図るとともに、利便性を高めたシステムを構築する。本システムの整備は、平成28年度前半をめどに開始する衛星情報等の試験的利活用の結果を踏まえ、平成29年度から着手する。

(2) 「海洋状況表示システム」の整備・運用に関する推進体制

- 「海洋状況表示システム」による海洋情報の集約・共有・提供は、内閣官房総合海洋政策本部事務局及び内閣府宇宙開発戦略推進事務局の主導又は支援の下、以下の海洋情報の収集・加工・管理を行う府省及び所管する政府関係機関からの海洋情報の提供等に協力する府省並びに海洋情報の収集・加工・管理を行う政府関係機関が連携・協力して行う。

【海洋情報の収集等または協力を行う府省】

内閣官房内閣情報調査室

文部科学省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省 等

【海洋情報の収集等を行う政府関係機関】

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

国立研究開発法人海洋研究開発機構

国立研究開発法人水産研究・教育機構

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

国立研究開発法人国立環境研究所 等

- 「海洋状況表示システム」の整備・運用は、内閣官房総合海洋政策本部事務

局の支援を得て、海上保安庁が行う。内閣官房総合海洋政策本部事務局が行う支援には、「海洋状況表示システム」に求められる海洋情報のニーズの把握に関することを含む。

- 海洋情報の収集等を行う府省及び政府関係機関は、海上保安庁が整備・運用する「海洋状況表示システム」に対して、政府共通ネットワーク等を通じ、海洋情報の提供を行うとともに、そのために必要なデータ・情報の加工・管理等を行う。衛星情報については、内閣情報調査室は、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工を施した形で適宜提供することを検討する。また、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構は、保有する衛星情報の加工・提供及び技術的支援を行う。

2-2. 海洋情報の収集・取得に関する取組の強化及び海洋観測等に関する基盤の強化

(1) 海洋の観測・調査・モニタリングの充実・強化

関係府省及び政府関係機関が実施する海洋の観測・調査・モニタリング（人工衛星による観測を含む。）により得られる海洋情報は、海洋状況把握の基礎となるものである。我が国の海洋状況把握の能力強化に資するため、海洋情報の収集・取得に関する取組を強化し、これまで取組の弱かった北極域・深海域等の観測・調査や海洋生物多様性・海洋生物資源等に関する観測・調査の強化、船舶・フロート・ブイ等による海洋の観測・調査・モニタリングの継続的な実施など、関係府省及び政府関係機関が実施する海洋の観測・調査・モニタリングの充実・強化を図る。

(2) 海洋観測等に関する基盤の強化

関係府省及び政府関係機関は、海洋の観測・調査・モニタリング及び海洋情報の収集等に必要な施設・設備の整備・運用を図るとともに、海氷下や深海域における観測技術・システムや化学・生物センサーの開発等、先進的な海洋観測技術・システムの開発等を推進する。

2-3. 海洋の観測・調査及び海洋情報の共有に関する国際協力の推進

広大な海洋の観測・調査は一国のみでは実施できないことから、海洋の観測・調査に関する国際協力を積極的に推進する。米国、欧州等と連携して地球規模の海洋観測を推進するとともに、アジア・太平洋島嶼国に対して技術的支援を含めた海洋

の観測・調査に関する協力を行う。また、「地球観測に関する政府間会合（GEO）」や「政府間海洋学委員会海洋データ・情報交換システム（IODE/IOC）」等の国際的な観測情報共有の枠組みを通じるなどして、海洋情報の共有を行う。

また、海洋状況把握に関し、米国等との間で必要な連携・協力を行う。